



埼玉県信用保証協会

業務のご案内



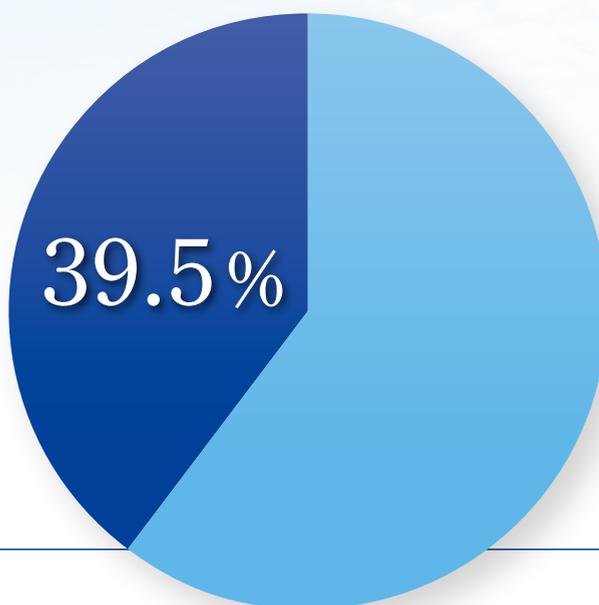
地域の中小企業を 支えること それは埼玉県の 経済を支えること



埼玉県内の中小企業者の内
約4割の方に信用保証協会を
ご利用いただいています※

保証利用企業者数
63,705者

埼玉県内の中小企業者数
161,341者



※2022年3月末時点

PROFILE

「信用保証協会」とは、信用保証協会法に基づき運営している公的機関で、全国に51の信用保証協会があります。中小企業・小規模事業者が、事業経営に必要な資金を金融機関から借入れする際に、その保証をすることで資金調達を円滑にしています。

名称: 埼玉県信用保証協会
設立: 1949年6月25日
根拠法: 信用保証協会法
主務大臣: 内閣総理大臣・経済産業大臣

わたしたち 信用保証協会にできること

金融支援 ～金融機関からの資金調達をサポート～

信用保証協会は、中小企業・小規模事業者の皆さまが事業経営に必要な資金を借入れする際に「公的な保証人」となることで、金融機関からの資金調達を行いやすくします。信用保証協会をご利用いただくメリットには次のようなものがあります。

融資枠の拡大を
図ることができます

金融機関のプロパー融資(信用保証協会の保証が付いていない融資)と併用することで、融資枠の拡大を図ることができます。

様々な用途の
お借入れが
できます

通常の運転資金・設備資金はもちろん、事業承継時の株式買取資金、手形や電子債権の割引、経営再建に必要となる運転資金など、事業経営に必要となる様々な用途のお借入れが可能です。

長期間の
お借入れが
できます

通常運転資金は10年、設備資金は12年のお借入れができます。
また、不動産を担保に入れていただくと最長20年のお借入れができるため、設備資金で多額のお借入れをしても毎月の返済額を抑えることができます。

Q & A

もっと知りたい、
信用保証協会の金融支援

Q. 信用保証協会を利用したいのですが、
どうすればよいですか？

A. 取扱金融機関の窓口を経由してお申し込みをいただきます。
その他、ご利用に際し不明な点があれば、お気軽に担当窓口までお問い合わせください。

Q. 信用保証協会の利用にあたって
費用は必要ですか？

A. 所定の保証料をご負担いただきます。

Q. どのような資金が保証の対象と
なりますか？

A. 事業を営むために必要な資金が保証の対象となります。
住宅ローンや生活資金のほか、投機目的の資金等は対象になりません。

Q. 赤字決算でも
保証を受けることはできますか？

A. 赤字決算ということだけで保証をお断りすることはありません。
赤字の原因や経営意欲、事業計画などを総合的に見て判断いたします。

Q. 万一、返済ができなくなったら
どうなりますか？

A. 何らかの事情でご返済ができなくなった場合、借入金は信用保証協会が金融機関へ弁済いたします。その後は金融機関ではなく、信用保証協会にご返済いただきます。

Q. 保証人は必要ですか？

A. 連帯保証人が必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。なお、実質的な経営権を持つ方等、個々の事情に応じて連帯保証人が必要となる場合があります。

Q. 不動産担保は必要ですか？

A. 8,000万円までは原則として担保は不要です。
ただし、お申し込みの内容によっては不動産担保が必要となる場合があります。

ホームページでは、信用保証ご利用の流れや、各種保証制度のご案内、統計情報といった様々な情報を発信しています。



ホームページ

信用保証協会では、金融支援以外にも 様々なサポートを行っています。

》 創業支援 ～創業の段階に応じた支援～

■ 創業準備のお手伝い

創業計画の策定支援など、創業に関する様々なご相談にお応えしています。

■ 創業時の資金調達

創業を目指している方、創業間もない方向けの保証制度をご用意しています。

■ アフターフォロー

創業後も経営上のお悩みや困りごとをお伺いし、その解決に向けた様々なサポートを行います。

》 経営支援 ～経営課題の解決に向けたサポート～

■ ワンポイントアドバイス

当協会の職員が直接お話を伺い、経営課題の解決や事業目標の達成に向けたアドバイスを行います。

■ 専門家派遣

中小企業診断士等の外部専門家に協力を依頼し、個別の課題解決に向けたアドバイスの他、簡易経営診断や経営改善計画の策定支援といった様々なご相談にお応えいたします。

■ 経営サポート会議

お取引金融機関が一堂に会して意見交換を行う場です。経営課題の解決にあたり複数の金融機関が関与する場合は、信用保証協会が事務局となり、円滑な意見交換をサポートします。

ホームページでは、実際に当協会の創業支援や経営支援をご利用された方の生の声を掲載しています。



創業支援



経営支援

事務所のご案内



《 事業所のご案内について
詳しくはWEBをご覧ください》

本 店 〒330-9608 さいたま市大宮区桜木町1-7-5(ソニックシティビル10階・11階)

さいたま営業部	保証一課	048-647-4721
	保証二課	048-647-4722
	経営支援課	048-647-4723
保証経営支援部	創業支援課	048-647-4720
	経営支援統括課・本部審査課	048-647-4716
	保証統括課・保証事務課	048-647-4713

熊 谷 支 店 〒360-8608 熊谷市筑波2-48-1(熊谷大栄ビル4階)

熊谷支店	保証課	048-521-5221
	経営支援課	048-521-5277

川 越 支 店 〒350-1183 川越市新宿町1-17-17(ウェスタ川越公共施設棟5階)

川越支店	保証一課・二課	049-249-1681
	経営支援課	049-249-1671

春 日 部 支 店 〒344-8508 春日部市南1-1-7(埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設5階)

春日部支店	保証課	048-731-7311
	経営支援課	048-731-7312